

医政看発 1204 第 1 号
令和 2 年 12 月 4 日

各 { 保健師
助産師
看護師 } 学校（養成所）長 殿

厚生労働省医政局看護課長

「第 107 回保健師国家試験、第 104 回助産師国家試験及び
第 110 回看護師国家試験の実施について」の一部改正につ
いて

第 107 回保健師国家試験、第 104 回助産師国家試験及び 第 110 回看護師国家
試験の実施について、受験手続等を貴学(所)で取りまとめて行う場合は、「第
107 回保健師国家試験、第 104 回助産師国家試験及び第 110 回看護師国家試験
の実施について」（令和 2 年 10 月 1 日付け医政看発 1001 第 2 号厚生労働省医
政局看護課長通知）により対応方お願いしておりますところ、令和 2 年 10 月
15 日に開催されました、新型コロナウイルス感染症対策分科会の議論を踏ま
え、下記のとおり改正することといたしましたので、ご了解願います。

記

改正前

別記

9 試験実施についての留意事項

(1) ~ (7) (略)

(8) 次に該当する受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験
を認めない旨指導されたいこと。

ア 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自
宅療養中の受験者

イ 保健所又は検疫所の指示により、試験日時点で自宅等での待機を要
請されている受験者

改正後
別記

9 試験実施についての留意事項

(1)～(7) (略)

(8) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めない旨指導されたいこと。

(9) 濃厚接触者 については、以下の要件を満たしている場合には感染対策を講じた上で受験を認める旨指導されたいこと。

ア 初期スクリーニング(自治体等によるPCR等検査)の結果、陰性であること

イ 受験当日も無症状であること

ウ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと

エ 終日、別室で受験すること

試験日前2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。

(10) 会場入口(原則施設外)にてサーモグラフィカメラによる検温を実施し、37.5度以上の者は再度接触型体温計により検温し、37.5度以上あった場合は、迅速抗原検査を実施。陽性反応が出た場合は、オンラインで医師が診察を行い、新型コロナウイルス感染症の診断がされた場合は受験を認めない。それ以外の場合は、別室で受験させる旨指導されたいこと。

37.5度以上の発熱がない場合においても、咳等の症状を認めた受験者は同様の取扱とする。

(11) 試験監督員の指示に従わない場合には受験させない、あるいは受験を中止させる場合がある旨指導されたいこと。

(12) 試験当日に、新型コロナウイルス感染症の診断がされていることを理由に、受験ができなかった受験者については、試験日前後2週間における診断書等の提出により確認のうえ、受験手数料を返還する旨指導されたいこと。

以上

医政看発 1001 第 2 号
令和 2 年 10 月 1 日
一部改正 令和 2 年 12 月 4 日

各 { 保健師
助産師
看護師 } 学校（養成所）長 殿

厚生労働省医政局看護課長

第 107 回保健師国家試験、第 104 回助産師国家試験及び
第 110 回看護師国家試験の実施について

標記国家試験を実施するので、受験手続等を貴学(所)で取りまとめて行う場
合は別記により対応方お願いいたします。

別記

1 受験願書等の作成

受験願書については別紙 1、受験写真用台紙については別紙 2 及び「卒業学校番号一覧表」を参照し記入するよう指導されたいこと。（記入漏れがないよう注意すること。）

2 受験願書等の提出及び受験用写真の本人確認の徹底

- (1) 保健師国家試験運営本部事務所、助産師国家試験運営本部事務所及び看護師国家試験運営本部事務所（以下「保健師（助産師・看護師）国家試験運営本部事務所」という。）並びに保健師国家試験運営臨時事務所、助産師国家試験運営臨時事務所及び看護師国家試験運営臨時事務所（以下「保健師（助産師・看護師）国家試験運営臨時事務所」という。）の所在地は別紙 3 のとおりとなっているが、提出方法（郵送又は直接持参）により窓口が異なるため注意されたい。

また、決められた期限までに受験願書等の提出がなされない場合は、受験ができない又は受験が無効となるため、可能な限り早期に提出願いたい。

なお、受験願書等を一括して提出する場合は、可能な限り保健師（助産師・看護師）国家試験運営本部事務所に郵送で提出するよう協力願いたい。

- (2) 受験願書等を一括して保健師（助産師・看護師）国家試験運営本部事務所又は保健師（助産師・看護師）国家試験運営臨時事務所に提出する場合は、各学校（養成所）において、提出される受験用写真が受験者本人と相違ない旨の照合を適切な方法により行い、受験写真用台紙に受験用写真を貼り付け、当該学校（養成所）の刻印又は学校（養成所）長の公印で割印すること。学校（養成所）長の公印で割印する場合には、公印が消えないよう注意し、刻印の場合には受験写真用台紙にも刻みが入るように確実に刻印すること。

なお、「写真については照合済みである。」旨を記載した送付状（様式 1）を添付した場合には、受験写真用台紙の証明欄（別紙 2 の受験写真用台紙記載例の ）の記載及び押印は不要とする。

既卒者についても同様に、可能な限り一括して提出すること。

- (3) (2)の方法をとり難い場合等により、受験者が直接保健師（助産師・看護師）国家試験運営臨時事務所に受験願書等を持参する場合は、受験者本人が保健師（助産師・看護師）国家試験運営臨時事務所の窓口において、写真が付してある身分証明書等（運転免許証、旅券その他の公的機関の発行した身分証明書。コピー不可）を提示し、受験者本人であること及び受験用写真が本人であることの確認を受けるよう指導されたい。

なお、受験者から受験用写真の照合を求められた場合は協力願いた

いこと。

- (4) 受験者が直接保健師(助産師・看護師)国家試験運営本部事務所宛てに受験願書等を郵送する場合の本人の確認(受験者本人に相違ないことの証明)は、次の、のいずれかの方法とするよう指導されたいこと。

なお、郵送する場合は、書留郵便をもって送付することとし、令和2年12月4日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付けるため注意すること。

本年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送による手続きを推奨しているため、留意願いたい。

学校(養成所)での本人確認

学校(養成所)において受験用写真を貼り付け、当該学校(養成所)の刻印又は学校(養成所)長の公印で割印した受験写真用台紙の証明欄(別紙2の受験写真用台紙記載例の)の記載及び照合印(学校(養成所)長の公印)を押したものを同封すること。

保健師(助産師・看護師)国家試験運営本部事務所での本人確認
写真が付してある身分証明書等(コピー不可。個人番号カード不可)及び返信用の封筒(郵便番号、宛先及び宛名を記載し、身分証明書等の返送に必要な郵便切手を貼り付け、書留の表示をしたもの)を同封すること。

なお、個人番号カードについては、郵送不可とし窓口持参のみとする。

- (5) 受験願書等は、令和2年11月13日(金曜日)から12月4日(金曜日)までの間に他の必要書類とともに、保健師(助産師・看護師)国家試験運営本部事務所への郵送又は保健師(助産師・看護師)国家試験運営臨時事務所への持参により提出すること。受付時間は、毎日(土曜日、日曜日、その他の行政機関の休日を除く。)午前9時から午前12時までと午後1時から午後5時までとする。

- (6) 受験願書等を一括して提出する場合は、受験票返信用封筒(縦33cm、横24cmで書留及び速達の標示をし、郵便番号、宛先及び宛名を記載したもの)を同封すること。その際、受験票の枚数から推測される重さと書留速達で送付されることを考慮し、所定料金の郵便切手を返信用封筒に必ず貼付すること。100枚を超えて受験願書等を提出する場合は、返送される受験票100枚毎に1封筒とすること。

なお、切手料金の計算は受験票1枚につき約5gで算出した重量に、約100g(国家試験受験者留意事項等)を加えた重量により、別紙5「郵便料金早見表」を参考にして計算されたいこと。

また、他の職種の受験がある場合に、受験票の送付を職種ごとに希望する場合は、職種毎に受験票返信用封筒を準備すること。

- (7) 既卒者の受験願書等を一括して提出し、受験票の送付先として居住地を希望する場合は、それぞれ返信用封筒を同封されたいこと。ただ

し、可能な限り卒業（修業）した学校（養成所）において受け取るよう指導されたいこと。

- (8) 受験願書等の提出書類に訂正等の不備があった場合には、保健師（助産師・看護師）国家試験運営本部事務所又は保健師（助産師・看護師）国家試験運営臨時事務所から指示があるので、それに従うこと。

3 出願時に添付する証明書等

出願時に提出する証明書等については、別紙4「第107回保健師国家試験、第104回助産師国家試験及び第110回看護師国家試験における受験手続フローチャート」を参照し、必要な書類の提出にかかる流れを確認すること。

- (1) 新卒者については、2の(5)の期間までに他の必要書類とともに修業（卒業）見込証明書を提出すること。
- (2) 修業（卒業）見込証明書については、様式2により一括して証明することができること。個人別に修業（卒業）見込証明を行う場合には、様式3により証明を行うこと。
修業（卒業）見込証明書の発行においては、当該国家試験の受験資格があるかどうか十分確認すること。
- (3) 既卒者については、2の(5)の期間までに他の必要書類とともに修業（卒業）証明書を提出すること。
- (4) 免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は高等学校を卒業している准看護師で、2年課程の看護師学校（養成所）において2年以上修業（卒業）したもので、看護師国家試験を受験しようとするものについては、3の(1)又は(3)の証明書に加えて、准看護師免許証の写し（都道府県医務主管課又は保健所で免許証の写しと原本を提示し、原本照合を受けたもの）を添付すること。
- (5) 各証明書等に記載する氏名は原則として戸籍に記載されている文字を用いることとなっているが、日本産業規格情報交換用漢字符号（JIS第一・第二水準）も使用することができること。
- (6) 婚姻等により、各証明書等に記載された氏名と提出時の氏名が相違する場合には、氏名の変更が確認できる書面（出願前6か月以内に発行された戸籍抄本等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。））を併せて提出すること。

4 令和3年3月12日（金曜日）までに提出する証明書

出願時に修業（卒業）見込証明書を提出した者（新卒者）の修業（卒業）証明書の提出については、別紙4「第107回保健師国家試験、第104回助産師国家試験及び第110回看護師国家試験における受験手続フローチャート」を参照し、必要な書類の提出にかかる流れを確認すること。また、修

業(卒業)証明書及び修業(卒業)判定証明書を提出する際は、様式8「修業(卒業)証明書等提出票」を添付すること。様式8「修業(卒業)証明書等提出票」の電話番号欄については、担当者に直接つながる連絡先を記載すること。

「修業(卒業)証明書」又は「修業(卒業)判定証明書」が当該日時までに提出されないときは、当該受験は原則として無効となるので特に注意すること。

(1) 修業(卒業)証明書の提出

令和3年3月12日(金曜日)午後2時までに修業(卒業)証明書を出願した保健師(助産師・看護師)国家試験運営本部事務所又は保健師(助産師・看護師)国家試験運営臨時事務所に提出すること。修業(卒業)証明書については、様式4により一括して証明することができる。個人別に修業(卒業)証明を行う場合には、様式5により証明を行うこと。

修業(卒業)証明書の発行においては、当該国家試験の受験資格があるかどうか十分確認すること。

修業(卒業)証明書を提出できない者にとっては、修業(卒業)判定証明書を令和3年3月12日(金曜日)午後2時までに提出した保健師(助産師・看護師)国家試験運営本部事務所又は保健師(助産師・看護師)国家試験運営臨時事務所に提出すること。修業(卒業)判定証明書が当該日時までに提出されないときは、当該受験は原則として無効となるので特に注意すること。

(2) 修業(卒業)判定証明書の提出

修業(卒業)判定証明書は、令和3年3月12日(金曜日)午後2時までに修業(卒業)証明書を提出できない場合に、当該日時までに提出する書類であり、様式6により一括して証明することができる。個人別に修業(卒業)判定証明を行う場合には、様式7により証明を行うこと。

修業(卒業)判定証明書の発行においては、当該国家試験の受験資格があるかどうか十分確認すること。

修業(卒業)判定証明書を提出した者にとっては、令和3年3月19日(金曜日)午後2時までに修業(卒業)証明書を出願した保健師(助産師・看護師)国家試験運営本部事務所又は保健師(助産師・看護師)国家試験運営臨時事務所に提出すること。修業(卒業)証明書が当該日時までに提出されないときは、当該受験は原則として無効となり、その後、同者にかかる修業(卒業)証明書の提出があっても受験は有効とはならないので特に注意すること。

5 令和3年3月19日(金曜日)までに提出する証明書

修業(卒業)判定証明書を提出した者は、令和3年3月19日(金曜日)午後2時までに提出した保健師(助産師・看護師)国家試験運営本部事務所又

は保健師（助産師・看護師）国家試験運営臨時事務所に修業（卒業）証明書を提出すること。その際は、様式 8「修業（卒業）証明書等提出票」を添付すること。様式 8「修業（卒業）証明書等提出票」の電話番号欄については、担当者に直接つながる連絡先を記載すること。

修業（卒業）証明書が当該日時までに提出されないときは、当該受験は原則として無効となり、その後、同者にかかる修業（卒業）証明書の提出があっても受験は有効とはならないので特に注意すること。

6 受験時に配慮が必要な者の申し出

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和 2 年 10 月 9 日（金曜日）までに保健師（助産師・看護師）国家試験運営本部事務所に、厚生労働省ホームページに掲載されている「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて申し出るよう指導されたいこと。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

・国家試験の受験に伴う配慮事項申請書に直接アクセスする URL（書式は、保健師助産師看護師国家試験受験者共通）

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/dl/1a.pdf

7 免許申請書の送付

免許申請書については、令和 3 年 1 月中に学校（養成所）宛てに送付する予定である。

8 受験票の送付

受験願書等を一括して提出した場合の受験票は、保健師（助産師・看護師）国家試験運営本部事務所から令和 3 年 1 月中旬に学校（養成所）宛てに一括して郵送するので、各学校（養成所）において受験者本人に配布するとともに、令和 3 年 1 月 29 日（金曜日）までに未着の場合は、必ずその旨を保健師（助産師・看護師）国家試験運営本部事務所に連絡すること。

なお、受験票が到着した際の受領書の返送は要しないので留意願いたいこと。

また、受験票の発送予定時期及び未着申出日について、受験者に周知願いたいこと。

「受験者留意事項」については、保健師（助産師・看護師）国家試験運営本部事務所から受験票と併せて一部送付するので、学校（養成所）において必要数を複写し、受験者に配布されたいこと。

9 試験実施についての留意事項

- (1) 受験者に対し、試験当日は、HB の鉛筆（シャープペンシル不可）、プラスチック消しゴム、黒のボールペン、鉛筆削り、腕時計、マスク及び昼食を持参するよう指導されたいこと。

なお、試験中に机の上に置くことができるのは、筆記用具(H B の鉛筆、プラスチック消しゴム)、定規(三角定規、分度器機能付きのものを除く。)、受験票及び特別に許可された物のみとする旨も指導されたいこと。

- (2) 腕時計については、電卓、通信又はメモ等の機能があるものの使用は認めない旨指導されたいこと。
- (3) 試験場へは公共交通機関を利用し、自家用車、マイクロバス等での来場は厳に慎むよう指導されたいこと。
- (4) 試験場は借り上げたものであるので、会場管理者及び会場近隣の迷惑とならないよう良識ある利用を心がけるよう指導されたいこと。
- (5) 災害等によって国家試験の時間等に変更が生じた場合は、厚生労働省ホームページに掲載するので、注意すること。
- (6) 受験者に対しては、災害等不測の事態によって厚生労働省から直接連絡する場合があること。
- (7) 試験場では昼食時等を除き、常時マスク着用の上、体調不良の場合は必ず申し出ること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅療養中の受験者は、他の受験者への感染の恐れがあるため、受験を認めない旨指導されたいこと。
- (9) 濃厚接触者 については、以下の要件を満たしている場合には感染対策を講じた上で受験を認める旨指導されたいこと。
 - ア 初期スクリーニング(自治体等によるPCR等検査)の結果、陰性であること
 - イ 受験当日も無症状であること
 - ウ 公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて試験場に行くこと
 - エ 終日、別室で受験すること
 - 試験日前2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。
- (10) 会場入口(原則施設外)にてサーモグラフィカメラによる検温を実施し、37.5度以上の者は再度接触型体温計により検温し、37.5度以上あった場合は、迅速抗原検査を実施。陽性反応が出た場合は、オンラインで医師が診察を行い、新型コロナウイルス感染症の診断がされた場合は受験を認めない。それ以外の場合は、別室で受験させる旨指導されたいこと。
 - 37.5度以上の発熱がない場合においても、咳等の症状を認めた受験者は同様の取扱とする。
- (11) 試験監督員の指示に従わない場合には受験させない、あるいは受験を中止させる場合がある旨指導されたいこと。
- (12) 試験当日に、新型コロナウイルス感染症の診断がされていることを理

由に、受験ができなかった受験者については、試験日前後2週間における診断書等の提出により確認のうえ、受験手数料を返還する旨指導されたいこと。

第二号様式（第二十四条、第二十五条、第二十六条、附則第七項、附則第八項関係）

保健師
助産師
看護師 } 国家試験願書

5,400 円の収入
印紙を貼付し、
消印しないこと

受験地 ()

本籍（国籍）	
住 所	電話 ()
ふりがな 氏 名	年 月 日生
学 歴 (中学校卒業 又は中等教 育学校前期 課程修了か ら記入して ください。)	
職 歴	

上記により、{ 保健師、助産師、看護師 } 国家試験を受験したいので申請します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

氏 名 印

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
 - 2 字は、インク、ボールペン等（黒又は青に限る。）を用い、かい書ではつきりと書くこと。
 - 3 収入印紙には、消印をしないこと。
 - 4 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

受験願書作成時の記載要領

受験願書の作成に当たっては、本記載要領を熟読の上、受験願書記載例を参照し、黒又は青のボールペン等を使用し作成すること。また、以下の点に留意し、誤りのないよう楷書で丁寧に記載し、記載を誤った場合には、受験者本人が訂正箇所^二に二重線を引き訂正すること。この場合の訂正印は不要である。

受験願書の表題及び職歴項目の下部それぞれに、受験を希望する国家試験の職種を で囲むこと。（当該項目について、記載漏れが多いため、必ず記載すること。）

受験手数料として5,400円の収入印紙を貼付し、消印をしないこと。（都道府県等が発行する収入証紙と間違えないように注意すること。）

希望する受験地を都道府県名で記載すること。（当該項目についても、記載漏れが多いため、必ず記載すること。）

受験地は、北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県のいずれかから選択することとし、受験地については、原則として受験願書の「住所」欄に記載した都道府県名による別表に定めた「保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の受験地別都道府県の範囲」によるものとする。なお、新型コロナウイルス感染症に伴い受験者間の身体的距離を確保する観点から、希望者数の状況により受験地として記載されている都道府県に隣接する県に所在する受験場となる場合がある。

本籍は戸籍に記載される都道府県名まで記載すること。（市区町村まで記載する必要はないこと。）

なお、日本国籍を有しない者で、短期在留者については、旅券その他の身分を証する書類（当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書等。以下同じ。）に記載されている国籍を、中長期在留者については在留カード又は住民票に記載されている国籍を、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票に記載されている国籍を記載すること。ただし、「台湾」については出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに定める“地域”であることから、「中国」と記載すること。

住所は番地、マンション等の場合は号室まで記載すること。また、受験者本人に常時連絡が取れる電話番号（携帯電話等も可）を記載すること。

なお、学校（養成所）一括提出の場合は「住所」の欄に学校（養成所）の所在地及び学校（養成所）の担当者に直接つながる電話番号を記載すること。

氏名は戸籍に記載されている文字を用いることとなっているが、日本産業規格情報交換用漢字符号（JIS第一・第二水準）も使用することができること。

日本国籍を有しない者で、短期在留者については、旅券その他の身分を証する書類に記載されている氏名を、中長期在留者については、在留カード又は住民票に記載されている氏名を、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票に記載されている氏名を記載すること。

このとき、当該書類における氏名がローマ字と漢字で併記されている場合には、ローマ字表記と漢字表記のいずれかの希望する一方を記載すること。

なお、中長期在留者又は特別永住者で、住民票に記載されている通称名

の使用を希望する者は、住民票に記載されている通称名を氏名欄に括弧書き（ ）で併記すること。

ただし、修業（卒業）見込証明書若しくは修業（卒業）証明書に通称名が記載されていない場合又は住民票に通称名が記載されていない場合には通称名の使用は認めない。

婚姻等により、各証明書等に記載された氏名と提出時の氏名が相違する場合には、氏名の変更が確認できる書面（出願前6か月以内に発行された戸籍抄本等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。））を併せて提出すること。

生年月日は年号を付してアラビア数字で記載すること。（日本国籍を有しない者は西暦で記載すること。）

なお、平成「元年」は「1年」と記載すること。

学歴は第1、第2学科等の別がある場合は必ず学科まで記載すること。高等学校衛生看護科の場合は、仮に衛生看護科のみ設置されている場合であっても 高等学校衛生看護科卒業とすること。（留年・休学の期間及び予備校等は記載を要しない。）

なお、令和「元年」は「1年」と記載すること。（ ）において同じ。）

職歴は受験資格に必要な職歴のみ（准看護師の免許を取得後に3年以上業務に従事していること等）を記載すること。また、職歴がない場合は「なし」と記載すること。

なお、職歴が多い場合には、「職歴」欄を調整して差し支えない。また、「職歴」欄を調整しても記載しきれない場合は、「裏面に続く」と職歴欄の右下に記載した上で裏面に記載して良いものとする。

申請日は受験願書を提出する日を記載すること。なお、各学校（養成所）で一括提出する場合など提出日が明らかでない場合は、作成日を記載しても差し支えないこと。

申請者の氏名は、受験者本人の記名押印（シャチハタ印等のスタンプ印は不可）又は署名のいずれかにより記載すること。

厚生労働大臣の氏名の記載は必要ないこと。

受験願書に不備があった場合等、出願した保健師（助産師・看護師）国家試験運営本部事務所又は保健師（助産師・看護師）国家試験運営臨時事務所から出願者に連絡を取る必要が生じる場合があるので、学校（養成所）で一括して提出し 「住所」欄に学校（養成所）の電話番号を記載した場合は、 ）に出願者本人に常時連絡が取れる電話番号（携帯電話等も可）を必ず記載すること。

なお、呼び出しの場合は「 方」、「 寮」、「 会社」等明記すること。

(受験願書記載例)

{ 保健師
助産師
看護師 } 国家試験願書

5,400 円の収入
印紙を貼付し、
消印しないこと

受験地 (県)

本籍 (国籍)	県
住 所	県 市 町 丁目 番地 電話 マンション 号室 ()
ふ り が な 氏 名	こうせい はなこ 厚生 花子 平成 年 月 日生 (年号を付しアラビア数字で記入。 日本国籍を有しない者は西暦で記入。)
学 歴 (中学校卒業 又は中等教 育学校前期 課程修了か ら記入して ください。)	平成 年 月 市立 中学校卒業 平成 年 月 県立 高等学校入学 平成 年 月 同 上 卒業 平成 年 月 准看護学院 入学 平成 年 月 同 上 卒業 平成 年 月 看護学校 第 2 学科 入学 令和 年 月 同 上 卒業見込
職 歴	平成 年 月 病院就職 現在に至る

上記により、{ 保健師、助産師、看護師 } 国家試験を受験したいので申請します。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

氏 名 厚生 花子 印
()

- (注意) 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
2 字は、インク、ボールペン等 (黒又は青に限る。) を用い、かい書ではつきりと書くこと。
3 収入印紙には、消印をしないこと。
4 氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

受験写真用台紙作成時の記載要領

受験写真用台紙については、保健師（助産師・看護師）国家試験運営本部事務所若しくは保健師（助産師・看護師）国家試験運営臨時事務所又は厚生労働省において配布されるものを使用し、欄（コード欄及び受験番号欄）以外の欄を、黒又は青のボールペンを用い楷書ではっきり強く記載すること。4枚複写となっているので、記載後は4枚目（受験票）まで文字が読み取れるように写っているか確認すること。訂正が必要な場合は、訂正箇所^に二重線をして訂正すること。（訂正印は不要である。）

同台紙を郵送によって請求する場合には、返信用封筒（縦 33 cm、横 24 cm の封筒とし、表側に郵便番号、宛先及び宛名を記載し、所定料金の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

試験回数は、保健師国家試験の場合は「107」、助産師国家試験の場合は「104」、看護師国家試験の場合は「110」と記載されているのを確認すること。

「**本籍地**」欄は、戸籍に記載される都道府県名を記載し、不動文字（都道府県）は該当するものを で囲むこと。

なお、日本国籍を有しない者で、短期在留者については、旅券その他の身分を証する書類（当該国の公的機関が発行した申請者の身分を証明できる書類で、登録事項が記載されているもの。具体的には当該国における日本の戸籍、住民票、健康保険証、運転免許証等に相当する書類、その他の当該国の証明書等。以下同じ。）に記載されている国籍を、中長期在留者については在留カード又は住民票に記載されている国籍を、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票に記載されている国籍を記載すること。ただし、「台湾」については出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条第 5 号ロに定める“地域”であることから、「中国」と記載すること。

「**受験地**」欄は、希望する受験地の都道府県名を記載すること。

受験地は、北海道、青森県、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、石川県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、沖縄県のいずれかから選択することとし、受験地については、原則として受験願書の「住所」欄に記載した都道府県名による別表に定めた「保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の受験地別都道府県の範囲」によるものとする。なお、新型コロナウイルス感染症に伴い受験者間の身体的距離を確保する観点から、希望者数の状況により受験地として記載されている都道府県に隣接する県に所在する受験場となる場合がある。

「**合格発表時の住所**」欄は、合格証書・成績通知書（以下「合格証書等」という。）の送付先の住所となるので、合格発表時の住所を番地、マンション等の号室まで詳細に記載し、不動文字（都道府県）は該当するものを で囲むこと。送付先の住所の居住者が受験者と異なる場合は、当該住所の世帯主の氏名をフルネームで記載すること。また、郵便番号は必ず記載すること。

なお、記載した住所の変更は認めないので転居等が予想される場合は、合格証書等が確実に配達される住所を詳細に記載すること。（現住所及び受験願書の住所と異なる場合も可。ただし、長期間居住していない住所や本人が居住しない実家の住所を指定した場合には配達されないことがあるため、事前に管轄郵便局へ確認すること。）

毎年、住所が不明で合格証書等が返戻されるケースが多いので、記載した住所以外にやむなく転居を行った場合は、合格証書等が確実に送付されるよう管轄の郵便局へ住所変更・転居届を提出すること。

「フリガナ」欄は、氏と名に分けそれぞれカタカナで記載すること。（氏名がひらがなやカタカナの場合でも記載すること。）

「氏名」欄は、受験願書と同じ文字を使用し、氏と名に分け左詰めに記載すること。また、ミドルネームは「名」欄に記載すること。

日本の国籍を有しない者で、受験願書に通称名を括弧書き（ ）で記載し、合格証書に通称名の使用を希望する者は通称名のみ氏名欄に記載すること。（この場合、本名の記載は要さない。）

ただし、修業（卒業）見込証明書、修業（卒業）証明書若しくは修業（卒業）判定証明書に通称名が記載されていない場合又は住民票に通称名が登録されていない場合には通称名の使用は認めない。

婚姻等により、各証明書に記載された氏名と提出時の氏名が相違する場合には、氏名の変更が確認できる書面（6か月以内に発行された戸籍抄本等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する「個人番号」が記載されていないものに限る。））を併せて提出すること。

該当する性別を で囲むこと。

「生年月日」欄は該当する年号を で囲み、アラビア数字で記載すること。（日本国籍を有しない者は西暦で記載すること。）

なお、平成「元年」は「1年」と記載すること。この場合「年号」を二重線等で抹消する必要はないこと。

「卒業学校・養成所名」欄及び「卒業学校番号」欄は卒業学校番号一覧表を参照し、該当する学校（養成所）名、学科名及び卒業学校番号を記載すること。また、受験資格認定者については、「卒業学校・養成所名」欄に、「認定」と記載すること、「卒業学校番号」欄に、保健師及び助産師卒業学校番号の「 -00-0998（認定）」（ には保健師であれば「10」が助産師であれば「20」が入る。）又は看護師卒業学校番号の「30-00-9000（認定）」と記載すること及び「卒業年月」欄に、認定年月を記載すること。

「卒業年月」欄は、該当する年月を記載すること。不動文字（年号、卒業等）は該当するものを で囲むこと。

また、受験資格認定者については、認定年月を記載すること。この場合、「卒、卒見込」を二重線等で抹消する必要はないこと。

なお、令和「元年」は、「1年」と記載すること。

写真は出願前6か月以内に脱帽・正面・無背景で撮影した縦6cm、横4cmのものを使用し、裏面に撮影年月日及び氏名を記載してから、所定の位置に貼付すること。写真は変色することのないものを使用すること。（カラー・白黒は問わない。スナップ写真は不可）

貼り付けた写真には、学校（養成所）の刻印又は学校（養成所）長の公印により割印すること。このとき、刻印については受験写真用台紙にも刻みが入るように刻印し、保健師（助産師・看護師）国家試験運営本部事務所又は保健師（助産師・看護師）国家試験運営臨時事務所で刻印が確実に確認できるようにすること。

学校（養成所）で刻印・公印が受けられない場合は、写真が付してある身分証明書等（運転免許証、旅券その他の公的機関の発行した身分証明書。コピー不可）を受験願書等提出時に保健師（助産師・看護師）国家試験運営本部事務所へ郵送又は保健師（助産師・看護師）国家試験運営臨時事務所へ持参して本人確認を受けること。

郵送により本人確認を受ける場合は、写真が付してある身分証明書等（コピー不可。個人番号カード不可）及び返信用の封筒（郵便番号、宛先及び宛名を記載し、身分証明書等の返送に必要な郵便切手を貼り付け、書留の表示をしたもの）を同封すること。

なお、個人番号カードについては、郵送不可とし窓口持参のみとする。

撮影年月日を記載すること。（受験願書等を受理する段階で6か月を越えているものは不可）

学校（養成所）において、受験用写真が受験者本人に相違ないことの証明を受けること。

学校（養成所）で証明が受けられない場合は、写真が付してある身分証明書等（運転免許証、旅券その他の公的機関の発行した身分証明書。コピー不可）を受験願書等提出時に保健師（助産師・看護師）国家試験運営本部事務所へ郵送又は保健師（助産師・看護師）国家試験運営臨時事務所へ持参して本人確認を受けること。

郵送により本人確認を受ける場合は、写真が付してある身分証明書等（コピー不可。個人番号カード不可）及び返信用の封筒（郵便番号、宛先及び宛名を記載し、身分証明書等の返送に必要な郵便切手を貼り付け、書留の表示をしたもの）を同封すること。

なお、個人番号カードについては、郵送不可とし窓口持参のみとする。

「卒業区分」欄は、該当する番号に を付すこと。

なお、看護師国家試験の受験願書については、申請日現在に「特定活動」の在留資格で経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者として就労している者（2020年に入国した者は就労予定の者を含む）の卒業区分は、2017年に入国した者は「9. EPA(2017年入国)」、2018年に入国した者は「10. EPA(2018年入国)」、2019年に入国した者は「11. EPA(2019年入国)」、2020年に入国した者は「12. EPA(2020年入国)」の番号をそれぞれ で囲むこと。

申請日現在に帰国しており、在インドネシア日本国大使館、在フィリピン日本国大使館又は在ベトナム日本国大使館を通じて出願する経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者の卒業区分は「13. EPA(帰国者)」の番号を で囲むこと。

「特定活動」以外の在留資格で本邦に留まっている経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者の卒業区分は「14. EPA(その他)」の番号を で囲むこと。

また、経済連携協定（EPA）に基づく外国人看護師候補者以外の受験資格認定者の卒業区分については「15. 受験資格認定」の番号を で囲むこと。

保健師及び助産師の受験写真用台紙については「看護師国家試験に関する記載事項」欄の該当する番号を で囲み、必要箇所を記載すること。

なお、看護師国家試験に合格している者で、免許申請を行っていない者に記載漏れがあると確認に時間を要し、免許登録が遅延するため全てを記載すること。

様式 1

「卒業学校番号」

- -

番
令和 年 月 日
号

〇〇〇国家試験運営本部事務所長 殿

3 職種のうち、該当する職種を
で囲むこと。

学校(養成所)長 印

(保健師、助産師、看護師) 国家試験受験願書等の送付について

下記のとおり(保健師、助産師、看護師) 国家試験受験願書等を送付する。
なお、写真については照合済みである。

記

3 職種のうち、該当する職種を
で囲むこと。

1 〇〇名

2 〇〇〇国家試験出願者氏名一覧(別添)

別添については各学校(養成所)で作成すること。
一覧に記載されている順
と、提出書類の並び順をそ
ろえること。

[連絡先]

学校(養成所)名: 大学
(担当者: 課)
電話番号: - -

様式 2

((保健師、助産師、看護師)一括証明用)

「卒業学校番号」

3職種のうち、該当する職種を で囲むこと。

番 号
[A] 令和 年 月 日

[A]の日付には、保健師(助産師・看護師)国家試験運営本部事務所又は保健師(助産師・看護師)国家試験運営臨時事務所へ提出する日で、かつ、修業(卒業)見込証明書の提出期限日(令和2年12月4日)以前の日付とする。

〇〇〇国家試験運営本部事務所長 殿

保健師、助産師の職種の受験において、看護課程の修業(卒業)証明書、修業(卒業)見込証明書又は修業(卒業)判定証明書を提出する場合には、卒業学校番号が「3」から始まる卒業学校番号で記載すること。

学校(養成所)長 印

修業(卒業)見込証明書

下記の者は、令和 年 月 日 本学(所)を修業(卒業)見込であることを証明する。 [B]

3職種のうち、該当する職種を で囲むこと。

記

[B]の修業(卒業)見込の年月日の日付には、修業(卒業)が見込まれる日付を記載すること(卒業式の日付と同じ又は違って差支えない。)。ただし、令和3年3月19日以前の日付とする。

職 種 (保健師、助産師、看護師)

整理番号	氏 名	生 年 月 日	備 考
計	〇〇名		

(注)本様式による修業(卒業)見込証明書を提出した場合は、個人ごとの同証明書の提出は不要である。

整理番号は、各学校(養成所)において任意に番号を被証明者ごとに付すこと。なお、付された整理番号は、各証明書等(様式2、4、6、8)にて同じ番号を用い、変更しないこと。

学校(養成所)により証明する職種ごとに作成し提出すること。

[A]、[B]の日付の記載例(令和3年3月1日に修業(卒業)が見込まれる場合)

[A]の日付: 令和2年12月4日(修業(卒業)見込証明書の提出期限日)以前の日

[B]の日付: 令和3年3月1日

様式 3

((保健師、助産師、看護師)個人ごとの証明用)

「卒業学校番号」 - -

3職種のうち、該当する職種を で囲むこと。

保健師、助産師の職種の受験において、看護課程の修業(卒業)証明書、修業(卒業)見込証明書又は修業(卒業)判定証明書を提出する場合には、卒業学校番号が「3」から始まる卒業学校番号で記載すること。

修業(卒業)見込証明書

氏 名 ○○ ○○

3職種のうち、該当する職種を で囲むこと。

生 年 月 日 平成○○年○○月○○日

職 種 (保健師、助産師、看護師)

[B]の修業(卒業)見込年月日の日付には、修業(卒業)が見込まれる日付を記載すること(卒業式の日付と同じ又は違って差し支えない。)。ただし、令和3年3月19日以前の日付とする。

[B]修業(卒業)見込 令和 年 月 日

上記の者は、本学(所)を修業(卒業)見込であることを証明する。

令和○○年○○月○○日

[A]

[A]の日付には、保健師(助産師・看護師)国家試験運営本部事務所又は保健師(助産師・看護師)国家試験運営臨時事務所へ提出する日で、かつ、修業(卒業)見込証明書の提出期限日(令和2年12月4日)以前の日付とすること。

学校(養成所)長 印

学校(養成所)により証明する職種ごとに作成し提出すること。

[A]、[B]の日付の記載例(令和3年3月1日に修業(卒業)が見込まれる場合)

[A]の日付: 令和2年12月4日(修業(卒業)見込証明書の提出期限日)以前の日

[B]の日付: 令和3年3月1日

様式 4

((保健師、助産師、看護師)一括証明用)

「卒業学校番号」

3職種のうち、該当する職種を で囲むこと。

番 号
[A] 令和 年 月 日

[A]の日付には、保健師(助産師・看護師)国家試験運営本部事務所又は保健師(助産師・看護師)国家試験運営臨時事務所へ提出する日で、かつ、修業(卒業)証明書の提出期限日(令和3年3月12日、修業(卒業)判定証明書を提出した者は令和3年3月19日)以前の日付とすること。

〇〇〇国家試験運営本部事務所長 殿

保健師、助産師の職種の受験において、看護課程の修業(卒業)証明書、修業(卒業)見込証明書又は修業(卒業)判定証明書を提出する場合には、卒業学校番号が「3」から始まる卒業学校番号で記載すること。

学校(養成所)長 印

修業(卒業)証明書

下記の者は、令和 年 月 日 本学(所)を修業(卒業)したことを証明する。

[B]

3職種のうち、該当する職種を で囲むこと。

記

[B]の修業(卒業)の年月日の日付には、修業(卒業)したことを証明する日付で、[A]の日付以前の日付を記載すること(卒業式の日付と同じ又は違っても差し支えない。)

職 種 (保健師、助産師、看護師)

整理番号	氏 名	生 年 月 日	備 考
			卒業学校番号一覧に番号の記載がなく廃止済等の学校で「該当なし」で記載する場合には、備考に「卒業区分」を記載すること。
計	〇〇名		

(注)本様式による修業(卒業)証明書を提出した場合は、個人ごとの同証明書の提出は不要である。

修業(卒業)証明書提出の際は、書留郵便(提出時期によって書留速達郵便)とし、郵便事故等も考慮の上、提出期限内に必着するよう万全を期すこと。

整理番号は、各学校(養成所)において任意に番号を被証明者ごとに付すこと。なお、付された整理番号は、各証明書等(様式2、4、6、8)にて同じ番号を用い、変更しないこと。

学校(養成所)により証明する職種ごとに作成し提出すること。

[A]、[B]の日付の記載例(令和3年3月1日に修業(卒業)した場合)

[A]の日付:令和3年3月1日([B]の日付)~12日(修業(卒業)証明書の提出期限日)

[B]の日付:令和3年3月1日

様式 5

((保健師、助産師、看護師)個人ごとの証明用)

「卒業学校番号」 - -

3 職種のうち、該当する職種を で囲むこと。

修業(卒業)証明書

保健師、助産師の職種の受験において、看護課程の修業(卒業)証明書、修業(卒業)見込証明書又は修業(卒業)判定証明書を提出する場合には、卒業学校番号が「3」から始まる卒業学校番号で記載すること。

氏 名 ○○ ○○

生 年 月 日 平成○○年○○月○○日

3 職種のうち、該当する職種を で囲むこと。

職 種 (保健師、助産師、看護師)

[B] 修業(卒業) 令和 年 月 日

[B]の修業(卒業)年月日の日付には、修業(卒業)したことを証明する日付で、[A]の日付以前の日付を記載すること(卒業式の日付と同じ又は違って差し支えない。)

上記の者は、本学(所)(卒業区分)を修業(卒業)したことを証明する。

令和○○年○○月○○日

[A]

[A]の日付には、保健師(助産師・看護師)国家試験運営本部事務所又は保健師(助産師・看護師)国家試験運営臨時事務所へ提出する日で、かつ、修業(卒業)証明書の提出期限日(令和3年3月12日、修業(卒業)判定証明書を提出した者は令和3年3月19日)以前の日付とすること。

卒業学校番号一覧に番号の記載がなく廃止済等の学校で「該当なし」で記載する場合には、「卒業区分」を記載すること。

学校(養成所)長 印

(注) 修業(卒業)証明書提出の際は、書留郵便(提出時期によって書留速達郵便)とし、郵便事故等も考慮の上、提出期限内に必着するよう万全を期すこと。

学校(養成所)により証明する職種ごとに作成し提出すること。

[A]、[B]の日付の記載例(令和3年3月1日に修業(卒業)した場合)

[A]の日付: 令和3年3月1日([B]の日付)~12日(修業(卒業)証明書の提出期限日)

[B]の日付: 令和3年3月1日

様式 6

((保健師、助産師、看護師)一括証明用)

「卒業学校番号」

3職種のうち、該当する職種を で囲むこと。

A 令和 年 月 日

Aの日付には、保健師(助産師・看護師)国家試験運営本部事務所又は保健師(助産師・看護師)国家試験運営臨時事務所へ提出する日で、かつ、修業(卒業)判定証明書の提出期限日(令和3年3月12日)以前の日付とすること。

〇〇〇国家試験運営本部事務所長 殿

保健師、助産師の職種の受験において、看護課程の修業(卒業)証明書、修業(卒業)見込証明書又は修業(卒業)判定証明書を提出する場合には、卒業学校番号が「3」から始まる卒業学校番号で記載すること。

学校(養成所)長 印

修業(卒業)判定証明書

B 下記の者は、令和 年 月 日 本学(所)を修業(卒業)できると判定されたことを証明する。

3職種のうち、該当する職種を で囲むこと。

記

Bの修業(卒業)判定の年月日の日付には、修業(卒業)できると判定されたことを証明する日付で、Aの日付以前の日付を記載すること(卒業式の日付と同じ又は違って差し支えない。)

職種 (保健師、助産師、看護師)

整理番号	氏名	生年月日	備考
計	〇〇名		

卒業学校番号一覧に番号の記載がなく廃止済等の学校で「該当なし」で記載する場合には、備考に「卒業区分」を記載すること。

(注)本様式による修業(卒業)判定証明書を提出した場合は、個人ごとの同証明書の提出は不要である。

整理番号は、各学校(養成所)において任意に番号を被証明者ごとに付すこと。なお、付された整理番号は、各証明書等(様式2、4、6、8)にて同じ番号を用い、変更しないこと。

学校(養成所)により証明する職種ごとに作成し提出すること。

A、Bの日付の記載例(令和3年3月1日に修業(卒業)できると判定された場合)

Aの日付:令和3年3月1日(Bの日付)~12日(修業(卒業)証明書の提出期限日)

Bの日付:令和3年3月1日

様式 7

((保健師、助産師、看護師)個人ごとの証明用)

「卒業学校番号」 - -

3職種のうち、該当する職種を で囲むこと。

修業(卒業)判定証明書

保健師、助産師の職種の受験において、看護課程の修業(卒業)証明書、修業(卒業)見込証明書又は修業(卒業)判定証明書を提出する場合には、卒業学校番号が「3」から始まる卒業学校番号で記載すること。

氏 名 ○○ ○○

生 年 月 日 平成○○年○○月○○日

3職種のうち、該当する職種を で囲むこと。

職 種 (保健師、助産師、看護師)

修業(卒業)判定 令和 年 月 日

修業(卒業)判定年月日の日付には、修業(卒業)すると判定されたことを証明できる日付で、Aの日付以前の日付を記載すること(卒業式の日付と同じ又は違って差し支えない。)

上記の者は、本学(所)(卒業区分)を修業(卒業)できると判定されたことを証明する。

Aの日付には、修業(卒業)判定証明書の提出期限日(令和3年3月12日)以前の日付とすること。

令和○○年○○月○○日

A

卒業学校番号一覧に番号の記載がなく廃止済等の学校で「該当なし」で記載する場合には、「卒業区分」を記載すること。

学校(養成所)長 印

学校(養成所)により証明する職種ごとに作成し提出すること。

A、Bの日付の記載例(令和3年3月1日に修業(卒業)できると判定された場合)

Aの日付: 令和3年3月1日(Bの日付)~12日(修業(卒業)証明書の提出期限日)

Bの日付: 令和3年3月1日

「卒業学校番号」

令和 年 月 日

修業（卒業）証明書等提出票

試験の種類（保健師、助産師、看護師）

3 職種のうち、該当する
職種を で囲むこと。

受験地

学校（養成所）名欄については、学科名
まで記載すること。

学校（養成所）名

担当者（所属）
（氏名）保健師、助産師の職種の受験において、看護課程の修業（卒業）証明書、
修業（卒業）見込証明書又は修業（卒業）判定証明書を提出する場合にお
いては、卒業学校番号が「3」から始まる卒業学校番号で記載すること。

所在地（都道府県）

電話番号欄については担当者に直接つな
がる連絡先を記載すること。

電話番号

出願者数（修業（卒業）見込証明書提出者数）

人（ + + ）

修業（卒業）証明書提出者数（新卒出願者）

人（ ）

修業（卒業）判定証明書提出者数

人（ ）

卒業延期者数

人（ ）

：修業（卒業）が確定した者の数を計上すること。

：令和3年3月12日（金）までに修業（卒業）証明書が提出できない者で、かつ、修業（卒業）判定証明書を提出する者の数を計上すること。また上記期限後に卒業が確定した者については、令和3年3月19日（金）までに修業（卒業）証明書を提出すること。

：卒業延期者とは、留年、退学、休学等により修業（卒業）証明書又は修業（卒業）判定証明書の提出期限までに卒業できないことが確定した者であって、その該当者数を計上すること。

1 上記（ ）～（ ）の合計が修業（卒業）見込証明書提出者数（＝新卒出願者数）と一致すること。

2 上記（ ）及び（ ）に計上した者のみが受験資格者となるため、計上漏れがないよう、確認を徹底すること。

卒業延期者（ ）の内訳

整理番号 ¹	受験番号	氏名	整理番号 ¹	受験番号	氏名
1			4		
2			5		
3			計		名

(注1) この時点で卒業延期者とした者は、当該受験は原則として無効となるので注意すること。また、受験者の受験番号と氏名について誤りがないよう、確認を徹底すること。

(注2) 本様式は、修業（卒業）見込証明書により受験申請を行った者（新卒者）が修業（卒業）証明書及び修業（卒業）判定証明書を提出するごとに添付すること。

1 整理番号は、各学校（養成所）において任意に番号を被証明者ごとに付すこと。なお、付された整理番号は、各証明書等(様式2、4、6、8)にて同じ番号を用い、変更しないこと。

2 学校(養成所)により証明する職種ごとに作成し提出すること。

別 表

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の
受験地別都道府県の範囲

受験地	都 道 府 県 名
北海道	北海道
青森県	青森県、秋田県
宮城県	岩手県、宮城県、山形県、福島県
東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県
新潟県	新潟県
愛知県	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
石川県	石川県、富山県、福井県
大阪府	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
広島県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
香川県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡県	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県
沖縄県	沖縄県

(受験写真用台紙記載例)

助産師国家試験受験写真用台紙作成時の記載要領

第 104 回 助産師国家試験受験写真用台紙

本籍地(都道府県名のみ記入すること。)	コード	受験地	受験番号
都道府県(県)		県	
合格発表時の住所(合格証書・成績通知送付先)【都道府県の該当文字を で囲む。】			
〒 - 都道府県(県)			
(様方)			
フリガナ	コウセイ	ハナコ	性別
氏名	氏 厚生	名 花子	男 女
生年月日	年 月 日		
卒業学校・養成所名	大学看護学部看護学科		
卒業学校番号	2 0 - 0 0 - 0 0 0 0	卒業年月	
卒業区分	〔番号を で囲む〕 1. 大学院 (2.) 大学専攻科・別科 3. 大学 4. 短期大学専攻科 5. 養成所 6. 受験資格認定		
看護師国家試験に関する記載事項	1. 看護師国家試験に既に合格している者 看護師籍登録番号 第 号 免許申請を行っていない者：受験地(県)受験年(昭和 年 月) 受験番号 2. 令和3年2月に看護師国家試験を同時受験する者 昭和 年 月 卒・卒見込 平成 令和		

写真貼付欄
(枠内に貼付のこと)
出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm、横4cmのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を明記し、所定の枠内に貼付すること。
(スナップ写真は不可)

刻
印

令和 年 月 日撮影
本人確認のため運転免許証、パスポート等の本人確認が出来る書類の提示を求める場合があります。

この写真は、受験者本人に相違ないことを証明する。
令和 年 月 日
学校・養成所長
印

4枚1組で切離さずに提出すること。

(受験写真用台紙記載例)

看護師国家試験受験写真用台紙作成時の記載要領

第110回 看護師国家試験受験写真用台紙

本籍地(都道府県名のみ記入すること。)	コード	受験地	受験番号
都道府県		県	
合格発表時の住所(合格証書・成績通知送付先)【都道府県の該当文字を で囲む。】			
〒 - 都道府県			
(様方)			
フリガナ	コウセイ	ハナコ	性別
氏名	氏 厚生	名 花子	男 (女)
生年月日	年 月 日		
卒業学校・養成所名	大学看護学部看護学科		
卒業区分	3 ○ - ○ ○ - ○ ○ ○ ○	卒業年月	
卒業区分	[番号を で囲む] ①. 大学 2. 短期大学(3年) 3. 短期大学(通信制を除く)(2年) 4. 養成所(3年) 5. 養成所(通信制を除く)(2年) 6. 通信制(2年) 7. 高等学校専攻科(2年) 8. 高等学校・専攻科(5年一貫) 9. EPA (2017年入国) 10. EPA (2018年入国) 11. EPA (2019年入国) 12. EPA (2020年入国) 13. EPA (帰国者) 14. EPA (その他) 15. 受験資格認定		

4枚1組で切離さずに提出すること。

写真貼付欄
(枠内に貼付のこと)
出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm、横4cmのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を明記し、所定の枠内に貼付すること。
(スナップ写真は不可)

刻印

令和 年 月 日撮影
本人確認のため運転免許証、パスポート等の本人確認が出来る書類の提示を求める場合があります。

この写真は、受験者本人に相違ないことを証明する。
令和 年 月 日
学校・養成所長 印

受験願書等提出先一覧

1. 郵送による提出先

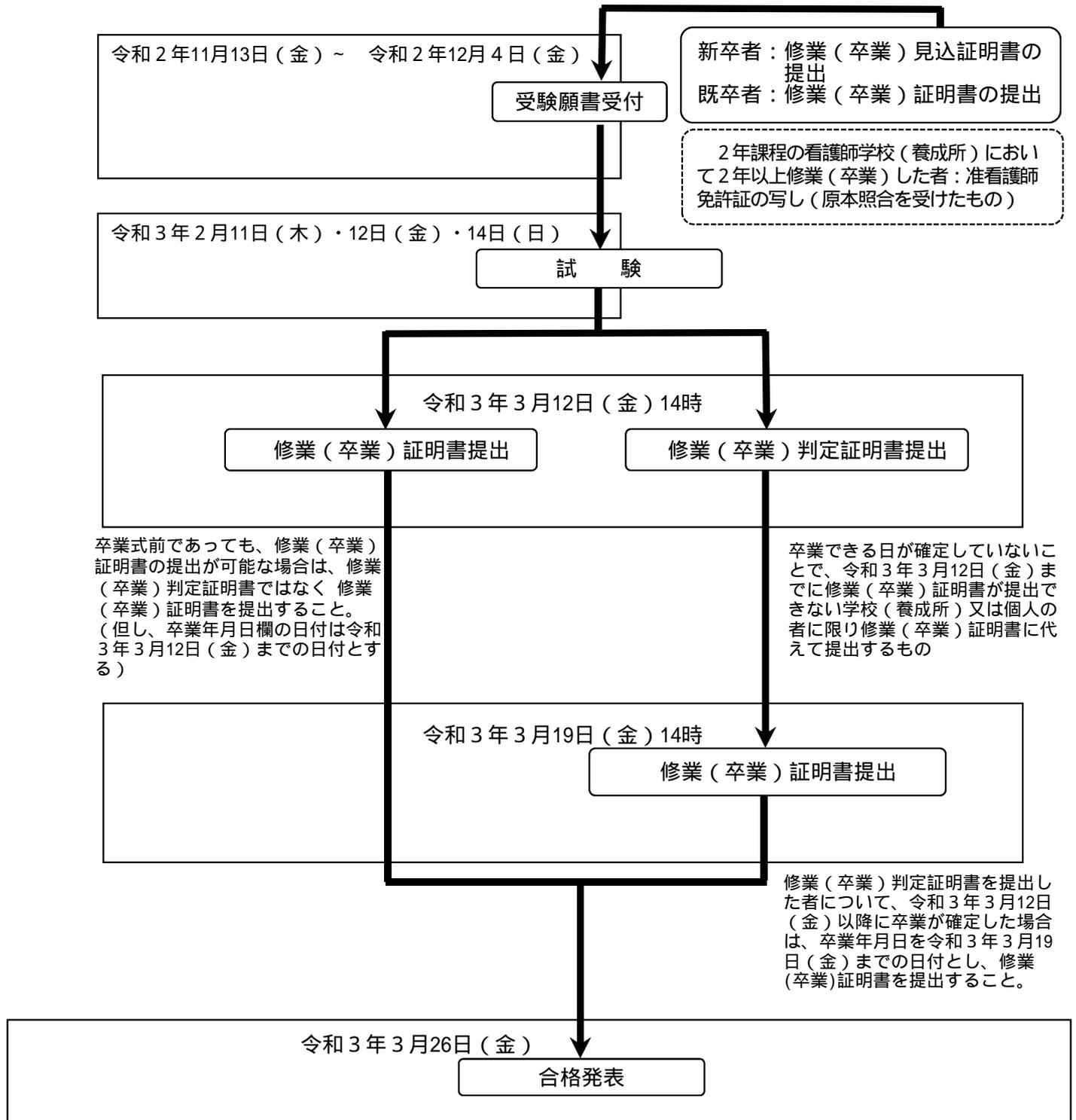
名 称	住 所	電話番号
保健師国家試験運営本部事務所	〒130-0022 東京都墨田区江東橋2丁目2番3号 倉持ビルディング第2ビル6階	03-6659-9687
助産師国家試験運営本部事務所	〒130-0022 東京都墨田区江東橋2丁目2番3号 倉持ビルディング第2ビル6階	03-6659-9687
看護師国家試験運営本部事務所	〒130-0022 東京都墨田区江東橋2丁目2番3号 倉持ビルディング第2ビル6階	03-6659-9687

2. 持参による提出先

保健師(助産師・看護師)国家試験運営臨時事務所

試験地	名 称	住 所
北海道	ランスタッド・札幌支店 国家試験係	北海道札幌市中央区北四条西4丁目1番3号 伊藤ビル5階
青森県 宮城県	ランスタッド・仙台支店 国家試験係	宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部 国家試験係	東京都墨田区江東橋2丁目2番3号 倉持ビルディング第2ビル6階
愛知県 石川県	ランスタッド・名古屋伏見事業所 国家試験係	愛知県名古屋市中区栄1丁目24番15号 JPR名古屋伏見ビル2階
大阪府	ランスタッド・難波支店 国家試験係	大阪府大阪市浪速区難波中2丁目10番70号 パークスタワー10階
広島県	ランスタッド・広島支店 国家試験係	広島県広島市中区本通6番11号 明治安田生命広島本通ビル8階
香川県	ランスタッド・高松支店 国家試験係	香川県高松市番町1丁目6番8号 高松興銀ビル8階
福岡県	ランスタッド・福岡支店 国家試験係	福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ツインビル9階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ 国家試験係	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル9階

第107回保健師国家試験、第104回助産師国家試験及び 第110回看護師国家試験における受験手続フローチャート



以下の卒業延期者(退学又は休学、単位不足等により修業(卒業)証明書又は修業(卒業)判定証明書の提出期限までに卒業できないことが確定した者)とした者は、受験を無効とするので注意すること。

上記：令和3年3月12日(金)までに「修業(卒業)証明書」を提出できない者(の書類を提出する者は除く。)

上記：令和3年3月12日(金)までに「修業(卒業)判定証明書」を提出できない者(の書類を提出する者は除く。)

上記：令和3年3月12日(金)までに「修業(卒業)判定証明書」を提出した者で、令和3年3月19日(金)までに「修業(卒業)証明書」を提出できない者

郵便料金早見表

種 別	枚 数	重 量	受験票返信用封筒の料金
書留速達	約10枚	150gまで	935円
〃	約30枚	250gまで	975円
〃	約80枚	500gまで	1,215円
〃	100枚	1kgまで	1,405円

100枚を超えて受験願書等を提出する場合は、返送される受験票100枚毎に1封筒とすること。